

## 年間を通じた働きやすい服装 (ナチュラル・ビズ・スタイル) の実施について

### 1 趣旨

現在、国や北海道では、クールビズとウォームビズの取組を統合のうえ、個別の期間設定を行わず、通年で職員一人一人が判断して省エネ・節電を強く意識した働きやすい服装で執務を行う「ナチュラル・ビズ・スタイル」を実施している。

本市においても、これまで実施してきた夏季における服装の軽装化（クールビズ）の取組に概ね支障がないと判断されること、また、芦別市衛生委員会や職員からも働きやすい服装での勤務を可能とすることへの要望もあることから、年間を通してノーネクタイを基本とした働きやすい服装で執務を行う「ナチュラル・ビズ・スタイル」を実施しようとするものである。

これまで本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、令和2年8月に策定した「芦別市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、温室効果ガスの排出量の削減目標を定めており、目標達成に向けた具体的な取り組みとして、夏季のノー上着・ノーネクタイや冬季の重ね着などの「クールビズ・ウォームビズ」を推進することとしている。

さらに、令和5年3月には、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標に向け「ゼロカーボンシティ宣言」を表明していることから、温室効果ガス排出量の抑制のため、市が率先して省エネ型ワークスタイルを励行することで、市民や事業者に対して地球温暖化対策を呼びかけるものである。

### ～「ナチュラル・ビズ・スタイル」の3つのコンセプト～

#### 【自然を意識する】

北海道は、季節によって寒暖の差が大きく、一日の中でも昼と朝・晩で温度変化があるので、そうした自然の気温変化を意識しながら、その日にあった服装を選択する。

#### 【TPOを意識する】

職務を行うとき（Time）、場所（Place）、場合（Occasion）に合った、人に不快感や違和感を与えない清潔な服装を選択する。

#### 【省エネを意識する】

できるだけ冷暖房に頼らず、自然通風や日射などの自然の力を利用したり、服装の選択による体感温度の調整により、一層の省エネに努める。

## 2 対象職員

全職員（市立芦別病院医療職員など業務を行うに当たり服装を指定されている職員及び労務に従事する職員を除く。）

## 3 実施内容

執務室では、室温に合わせて、暑さをしのぎやすい服装や、体感温度を上げる重ね着のほか、膝掛けの利用など、年間を通して働きやすい服装（以下、「ナチュラル・ビズ・スタイル」という。）で執務を行うことを励行する。ただし、強制するものではない。

また、職員以外の出席者が予定される会議や議会等は、次のとおり対応する。

### (1) 市主催の会議

社交礼儀上、不相当と認められる場合を除き、執務室に準じる。職員以外の出席者に対して、案内状や会議冒頭で「ナチュラル・ビズ・スタイル」の参加を呼び掛ける。

### (2) 市以外主催の行事や会合、来客等の対応

社交礼儀上、不適切と認められないよう、あらかじめ主催者に当日の服装を確認し、適切に対応する。

来客等の対応では、あらかじめ「ナチュラル・ビズ・スタイル」の趣旨を説明し、理解を得られるよう努めることとする。

### (3) 議会での対応

現在、本会議や委員会等では、夏季の服装の軽装化（クールビズ）を実施しているが、通年ノーネクタイの実施について、議会に協議をお願いすることとする。

### (4) 留意事項 ※詳細については別紙を参照

#### ① 夏季（暑い時期）

通気性の良い素材やデザイン等により体感温度を下げることを基本として、以下の点に留意しつつ、具体的な服装の選択は職員各自で適切に判断する。

なお、社会常識から見て相応しくない趣味の服装は避けることとする。

ア いわゆる「着くずし」や華美にならないよう、公務職場での着用に適した服装とすること。

イ 清潔感を保ち、他人に好印象を与えるようにすること。

ウ Tシャツ、ジーンズ（Gパン（カラージーンズと呼ばれるものも含む））は着用しないこと。

## ② 冬季（寒い時期）

保温性の高い素材やデザイン等により体感温度を上げることを基本として、カーディガンやセーター、ベストなどの重ね着のほか膝掛けの利用など、具体的な服装の選択は職員各自が適切に判断する。

なお、社会常識から見て相応しくない趣味の服装は避けることとする。

### **正装（上着・ネクタイ着用）を要する場合**

- ・ 辞令交付式、式典、表彰など儀礼的な要素を含む場合
- ・ 表敬訪問、陳情など相手とその事情を考慮した場合に軽装化が好ましくない場合
- ・ 出張する場合で、相手方からクールビズの呼びかけがない場合

## 4 開始時期

令和6年4月1日から

## 5 周知

地球温暖化防止及び省エネルギーのために、環境を意識した働きやすい服装で執務を行っている旨の貼り紙等を庁舎の見やすいところ（室内、入口等）に掲示し、来庁者等に対し周知するほか、市公式ホームページにおいても取り組みの周知を図る。

## 執務室での「ナチュラル・ビズ・スタイル」の具体例（参考）

### 1 夏季（暑い時期）

- (1) 上着を着用しない
- (2) ノーネクタイ
- (3) 半袖のシャツ、開襟シャツ
- (4) 当日の業務内容を考慮したものや、裾出しできるようにデザインされた清潔感、清涼感のある開襟シャツ、ポロシャツ（ロゴポロを含む）、チノパン等を着用する。
- (5) 名札を着用する など

### 2 冬季（寒い時期）

- (1) 重ね着
- (2) 膝掛けを利用する
- (3) ノーネクタイも可（TPO等を踏まえ各職員の判断）
- (4) 名札を着用する など



### 【留意事項】

- 年間を通した自由な服装での勤務は、特定の期間に限らず、職員の省エネ行動の促進につながるとともに、暑さや寒さをしのぎやすくし、働きやすい職場環境づくりを進めていこうとするものであること。
- 自由な服装での勤務は、職員が公務員としてのモラルを有していることを前提としており、周囲や外部の方に不快感や違和感を与えることを決して許容するものではないこと。
- 服装の乱れ等とみなされることは、厳に慎むべきものであり、来庁者などから不適切との意見が寄せられるおそれがある場合などは、速やかに管理職による改善指導を行うこと。